

○ 文部科学省
厚生労働省 告示第三号

遺伝子治療臨床研究に関する指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年八月十二日

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久

遺伝子治療臨床研究に関する指針を廃止する告示

遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成十六年 文部科学省 告示第二号）は、廃止する。
厚生労働省

附 則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。